

平成23年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会

日時：平成23年11月2日（水）午後8時

場所：市役所庁舎10階 第6会議室

会議次第

1. 開 会

2. 会 議

(1) 平成23年度第1回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会会議録について

(2) 平成22年度決算状況及び主要な施策の成果について

(3) 第3期障害福祉計画骨素案について

(4) その他

3. 閉 会

配布資料

資料－1 平成23年度第1回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会議事録

資料－2 平成22年度決算状況及び主要な施策の成果

資料－3 第3期帯広市障害福祉計画作成のためのアンケート調査結果

資料－4 第3期帯広市障害福祉計画検討骨子案

資料－5 障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言について

追加資料－1 平成23年度障害者自立支援給付費の決算見込

追加資料－2 平成23年度地域生活支援事業決算見込

出席委員 健康生活支援審議会障害者支援部会 （10名中9名出席）

細川委員（部会長）・畑中三岐子委員（副部会長）

坂本廣子委員・鈴木捷三委員・廣瀬裕鴻委員・眞田清専門委員

坂村堅二専門委員・白木喜子専門委員・田巻憲史専門委員

事務局

増子慶二担当調整監・牧野重則課長・内田喜久男福祉司・下野一人課長補佐

・田中文栄係長・榎本泰欣計画主査

平成 23 年度第 2 回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会会議録

日時 平成 23 年 11 月 2 日（水） 午後 8 時

【開 会】

事務局

これより平成 23 年度第 2 回健康支援審議会障害者部会を開催させていただきます。私どもから事前に送りました資料と本日配布の追加資料等がございますので、あらためて確認をさせていただきます。

まず本日の障害者支援部会会議次第、次に、資料 1 としまして第 1 回障害者支援部会議事録、次に、資料 2 としまして、これは事前にお送りしていましたが、本日改めて配布させていただきました平成 22 年度決算の概要、両面印刷のもの。次に、資料 3、第 3 期帯広市障害福祉計画作成のためのアンケート調査結果報告概要版、両面印刷です。合わせて、アンケート調査結果報告書 A4 版 47 ページのものをお配りしています。次に、資料 4、第 3 期帯広市障害福祉計画検討骨子案、これも両面印刷です。

追加資料 1 としまして、平成 23 年度障害者自立支援給付費の決算見込。追加資料 2 としまして、平成 23 年度地域生活支援事業決算見込、この 2 点につきましては、今年度 12 月議会で補正予算として提出予定をしております、22 年度の決算概要と合わせてご説明させていただきます。

次に、情報提供資料として、北海道タウンミーティングが 10 月 23 日、十勝総合振興局で開催されましたので、参考として資料を本日配布させていただきました。

以上ですが、お手元に資料はございますか？

本日の障害者支援部会、委員数 10 名の内、丸山委員が欠席のため、9 名の出席をいただいております、部会は成立しております。

それでは…部会長よろしく願いいたします。

【会議】

部会長……

皆様お疲れさまでございます。ただ今から、平成 23 年度第 2 回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会を開催させていただきます。

まず議題(1) 平成 23 年度第 1 回障害者支援部会の会議録の確認ですが、初めに事務局から説明がございましたらお願いいたします。

事務局……

前回の議事録につきまして、お手元の資料 1 にてお配りしております。本来であれば事前に送りして確認して頂くところではありますが、事務局の準備が間に合わず、本日の配布になったことをお詫び申し上げます。

部会長……

当日配布でございますので、議事録に目を通して頂く時間がありません。訂正箇所などございましたら後日事務局のほうにご連絡いただくようにということでもよろしいでしょうか？

【委員同意】

それでは本件について、そのような事で終わらせていただきます。

次、議題の(2)平成 22 年度決算状況及び主要な施策の成果について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局……

それでは、平成 22 年度決算状況及び主要な施策の成果につきまして、資料 2 によりご説明させていただきます。平成 22 年の決算の概要を示しておりますけれども、予算科目につきましては、2つの目、障害者福祉費、重度心身障害者医療給付費に分け、それぞれを事業内容ごとに、平成 22 年度最終予算額及び決算額につきまして、障害福祉課所管分と子育て支援課所管分の内訳を並列して表示してございます。一番下の行に全体の合計額を表示してございます。単位は円単位となっております。

平成 22 年度障害者施策につきましては、自立支援給付費をはじめとした、障害者福祉サービスの円滑な提供に努めるために、最終予算額で、33 億 9 千 564 万円を計上いたしました。これに対しまして、決算額は 33 億 571 万 5,252 円となり、8 千 992 万 4,748 円の予算残となり、執行率は 97.4%となっております。この予算残が生じた主な理由としまして障害福祉サービスの利用者数が予定より減少したこと。更生医療や重度心身障害者医療の一人当たりの医療費助成額が減少したことが要因となっております。

平成 22 年度の主要な施策としまして、資料の右側にまとめて記載していますが、国の制度改正により、自立支援給付費等の利用者負担について、市民税非課税者の無料化を実施しております。

また、施設入所者等で地域での自立した生活を希望する方に、自立生活を体験するための地域生活体験ハウス事業を平成 21 年度に引き続き実施してきております。

その他、主要な施策について、それぞれお示しております。この後、引き続きまして下野補佐より説明します。

事務局……

では私の方から、決算内容をご説明させていただきます。

まず、障害者福祉費ですが、残高約 7,400 万円弱がでています。平成 21 年度と比べますと、平成 21 年度の決算額は 26 億 9,700 万円強であり、平成 22 年度の決算額は 2 億 8,800 万円 900 万円程度の増となっております。

次に、障害者自立支援給付費こちらは、3本の小事業からなっていて、個別の障害者自立支援給付費、更正医療等の障害者自立支援医療、もうひとつが補装具となっています。個別給付となっている自立支援給付費・障害児の自立支援給付費、障害児の更正医療こちらは、合わせて約5,200万円の予算残。これはあくまで当初予定していた利用者数の使用がなかったということで5,200万円強の予算残を生じています。平成21年度決算と比べ、障害者の個別給付費、ホームヘルプ居宅介護部分は、平成21年度は1億3,580万円強の決算額に対し、平成22年度は、1億6,340万円強になっており、およそ2億2,760万円強の増額となっています。

そのほかグループホーム、生活介護、就労継続、就労移行支援につきましても平成21年度と比べ、平成22年度の方が多くなってきております。トータルでは、平成21年度は17億3059万1千円に対し、平成22年度は19億5677万4千円の決算額になっていますので、全体で2億2618万3千円の増になっています。これは、利用者の増加ということになっています。

続きまして、自立支援医療、更正医療の部分ですが、こちらも平成21年度305,166千円決算額に対して、平成22年度は3億4085万4千円の決算額になっていますので、およそ、3,560万円程度の増になっています。こちらも利用者数の増によって決算額が伸びてきています。

また、障害者の補装具ですが、こちらは予算に対し393万1566円の増額になっています。予算見込で出した、補装具の給付費で申請が多かったことにより増になっています。平成21年度の決算額は6319万2千円、となっておりますので、ほぼ横ばいになっています。

続きまして、7番目にあります障害者地域生活支援事業費、これは、移動支援・日中一時支援事業の部分になります。こちらも、当初予算に見込んでいました利用者数まで行かなかったことで、予算残となっております。平成21年度の決算額は、1億9366万3千円に対し、平成22年度は2億39761千円。およそ4600万円の増額になっています。こちらも利用者数の増、特に日中一時の利用時間が長くなっていることによって増額になってきています。

次に、下の地域活動支援センター費こちらにつきましては、796万円の予算残となっております。大きな理由として12ヵ所ありました地域活動支援センターのうち、1ヵ所が平成22年の10月から障害福祉サービスであるB型就労支援事業所に移行しまして、半年分の運営補助金等が不要となった分が、予算残額にでてきております。

次に、2つ下の特別障害者手当等支給費予算の残高が、50万5073円と増加しておりますが、これは福祉障害者手当の対象者が増えてきた

ための増額となっています。

その下の障害福祉サービス費につきましても、144万967円の予算残。主な要因は心身障害者や精神障害者に対します交通費助成の対象者の増えたことによります。

つぎに、重度心身障害者医療給付費になります。1606万8878円の予算残になっております。主な理由としましては、1人当たりの医療費が減ったことによるもの。この理由としまして、限度額認定適用交付証は、高額な治療をする時に発行され、一定額超えた金額については、利用者が負担することが無くなる制度です。限度額認定適用交付証発行制度の浸透によって1人当たりの医療費が抑えられてきたと考えています。

自立支援法の制度改正のうち、平成22年度は、市民税の非課税者の利用者負担が無料となりました。障害福祉サービスでは857名、補装具では381名の方が、利用者負担が無料となっております。

その下の身体障害の重度の肝臓機能障害が追加されたことに対して、対象者の拡大。対象者というのは重度医療、先ほど重度心身医療給付費の対象者が11人拡大しました。

次に、地域生活体験事業の充実ですが、平成20年度から体験ハウスを提供しておりまして、平成22年度の延べ利用者数は113名となっております。ただ、利用者数が段々減ってきていることから、予算の残が出てきております。

以上で簡単にですが、予算・決算の総計について説明を終わります。

部会長・・・・・・・・ いま、事務局のほうから、説明がありましたが、平成22年度の決算状況及び主な施策の成果について、皆様方から、ご質問ご意見等ございましたらお願いします。

委員・・・・・・・・ 意見になるかと思いますが。実際に予算残となりますと…予算の不用額が出ているので、もっとしっかり予算の見積もりを事務局のほうですべきだと思います。

事務局・・・・・・・・ 非常に大きな金額の予算推計となり難しい要素もありますが、予算や補正の推計については、できるだけ正確に見込むように努めてまいりたいと思います。少しの調整により大きく変わってくることもありますので、その点については、出来るだけ細かく分析しながら行ってまいりたい。

部会長・・・・・・・・ 他にございますか？

委員・・・・・・・・ 平成 22 年度主要な施策で。障害者自立支援給付費で、市民税の非課税者の無料化ということで、無料化になったことで予算に反映してくるのですか？それに対応する予算・決算内容の障害者自立支援給付費というのが 2,500 万円余ったのは、無料化になったためですか？

事務局・・・・・・ 全体像から比べて、平成 21 年度の決算、平成 22 年度の決算を比べて大きく伸びています。その利用者数が増えた部分と利用者負担が無料化になった部分の 2 つの要因があり、決算額が増えています。あくまでも、利用者数が見込みより多かったという要因の影響が大きいものです。

委員・・・・・・・・ 私は、無料化したので金額的にはそうとう増える要素かと思う。それから先ほどおっしゃっていた、地域生活支援事業のご説明で、人数が増えたのか？時間が増えた？

事務局・・・・・・ 両方あります。障害者のほうでは人数が増えていますし、障害児のほうでは時間が増え、両方の要因がありました。

部会長・・・・・・・・ 他にございますか、いかがでしょうか？
よろしいですか？

【委員同意】

部会長・・・・・・・・ それではみなさんからご同意を頂いたということで、本件につきましては以上で終わらせて頂きます。

次に議事録の 3 番目、第 3 期障害福祉計画骨子案について、事務局のほうからご説明をお願いします。

事務局・・・・・・ 資料 4 について、ご説明します。
まず、1 番目の計画策定の背景と趣旨であります。障害者自立支援法に基づきまして、国の指針や北海道の障害福祉計画との整合性を保ちながら、障害のある人が自立した日常生活・社会生活を行えるように、必要な障害福祉サービスや相談支援並びに地域生活支援事業の計画のために数値目標をかかげて、これらを確保するための障害福祉計画の策定を行います。

2 番目の計画の位置づけと性格についてですが、第六期帯広市総合計画、の分野別計画として、帯広市障害者計画がございます。これは平成 22 年度からの 10 年間の計画期間で実施しています。障害者計画のうち生活支援の充実、社会参加と地域生活支援の充実など生活支援に、直接関係する項目について具体的な規定を行う。また、第 3 期障害者福祉計画については、これまでの基本指針の理念考え方は変更せずに、2 期計画

の進捗状況を把握し、地域におけるニーズをふまえ、必要な時点修正を行い、障害のある人や関係機関のご意見を反映して定めるという計画となっております。

3番目の計画の期間ですけれども、平成24年度から平成26年度の3年間を計画期間としております。この下の表にございますけれども、第3期ということで、平成18年度から自立支援法に基づき実施してきました。第3期の途中、平成25年の8月から障害者総合福祉法が実施される予定で国において検討されているところであります。この法律が実施された場合、現在検討されている第3期計画の見直しが必要になる。計画期間中であっても必要に応じて計画を変更する可能性があるということとなります。また、第2期の実績をふまえた上で、分析・評価し課題の整理を行い、障害福祉サービスの基盤整備に対する取り組みを推進するための方策を定めます。また、具体的に平成26年度の数値目標等を設定することや、地域自立支援協議会の意見を聞いて計画策定を行うこととしています。

次に、4番 障害のある人の状況についてですが、前回第1回の部会の中で、障害者の人数に関して精神障害のある人の数に関する把握方法についてご指摘・ご意見を頂いたところでございます。

今回、グラフで精神障害とで表示していますが、これは自立支援医療受給者証の交付数と手帳の所持者を合算したよる数で、精神の障害者数を表しています。前回もお話しましたとおり、精神につきましては、徐々に増加傾向であると認識しております。

なお、本計画の段階では、自立支援医療費受給者証・精神障害者保健福祉手帳の交付状況等について、数値を分けて整理をしていきたいと今考えております。

帯広市の人口につきましては、平成14年以降減少していますが、障害のある人の数は増加傾向にあり、人口に占める割合は年々大きくなってきています。また、身体障害者の年齢構成は65歳以上の人が70%を占めるなど、障害のある人も例外なく高齢化が進んでいる状況です。こうした中、平成18年から新サービス体系となった障害福祉サービスは、制度の周知が浸透してきたことや提供するサービスが増えたことなどもあり、利用者が約1.59倍の増加となっております。下の図表に表されているとおりでございます。

次に、第2期の計画の数値目標の達成状況についてであります。目標は4項目あります。まず1項目は、施設入所者の地域移行。これは施設入所者が地域生活へ移行した数を目標として、平成23年度末で54人に設定しています。これに対し実績としましては、8月末現在で41人の達成状況で、現在、新体系への移行が進められており、さらに新たに地域への移行が今後でて来ますので、目標値についてはほぼ達成されると考えています。

2項目目の施設入所者数の削減、これは平成17年度に311人を基準点として、そこから平成23年度末までに261人まで削減することで地域移行を促進していくというものです。この目標に対しまして、現在309人、これは目標値からまだ少しひらきがございます。待機者が退所された後に直ぐに入られる状況がありますので、結果的に削減目標には届いていない、達成は難しい状況と考えてございます。

3項目は、精神障害者の地域移行者数です。病院から退院した精神障害の方が地域生活へ移行した数ということで、22人を目標に掲げていますが、この数値については、道からの通知を待ち把握することになります。

4項目は、一般就労への移行者数です。福祉施設の入所者から一般就労の移行を12人という目標を持っていますが、これに対しまして現在29人と目標を上回っております。就労支援事業所の他、各事業所のご尽力によりまして目標を上回った数値となっております。

次に、5番目の基本方針ですが、第3期障害福祉計画の考え方の基本を示しています。帯広市障害者計画における基本理念と計画の目標を踏まえ、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、障害を持たない市民と同様、普通に暮らすことのできる社会の実現を目指し、障害のある人の自立支援の観点から、『地域生活移行』や『就労支援』といった課題に対応するとともに、地域で安心して生活していくために必要な障害福祉サービスや社会資源等の利用へと繋げていく支援が必要となることから『相談支援』を、この計画の重点項目として位置づけ、数値目標をおきながら、地域に必要な障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業等のサービス提供体制を計画的に確保していくものとします。

重点項目として3点。「地域生活への移行促進」、「就労支援の強化」、「相談支援体制の充実」。そして、右の表にあります数値目標は、4項目を挙げています。1点目は、施設入居者の地域移行。これにつきましては、先ほお話ししました平成17年度の311人という基準点から、道から示されている3割以上の地域移行することと示されており、目標値として100人という目標を掲げています。平成17年度から3年後の平成

26年度までに100人を地域移行させる目標です。

2点目は、施設入居者の削減ということで、先ほど311人から数値目標は255人。これは道から18%の削減割合が示されています。

3点目は、精神障害者の地域移行。この数値は、道から通知される数値をふまえて、今後設定することとなります。

4点目は、一般就労への移行者数。これにつきましては、全体的にこれまでの達成状況等を踏まえ、57人という目標を設定しました。なお、以上の平成26年度までの各数値目標については現在道と協議中です。

次に裏面をご覧ください。

主な障害福祉サービスの利用実績と見込量について、それぞれ、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスに分けて、主な事業についての平成18年度から平成22年度までの目標と実績数値、平成26年までの目標値をここにお示ししております。平成23年度実績は8月末現在の数値でございます。

居宅介護について、これまで平成23年度で6,000時間、人数では248人の計画目標で、これに対し平成23年8月末での実績では、2,468時間、197人の達成状況となっております。平成18年度に自立支援法がスタートし計画策定時点での見通しが難しい中での目標設定ということで、実績値に開きがでております。今回、新たに4,437時間を目標値に設定しておりますが、これは道から指定されたアップ率と本市の過去の実績を勘案し決定しております。

次に、資料の右側に記載しております地域生活支援事業につきましては、それぞれの地域の事情に応じて実施するサービス事業となります。相談支援事業、日常生活用具の給付等事業、移動支援、地域活動支援センター事業の4事業について、これまでの計画と実績及び平成26年度までの目標数値を挙げています。それぞれ目標につきましては、これまでの実績に基づき積算し設定してございます。

次に、8番目の計画の推進体制ではありますが、健康生活支援審議会障害者支援部会において計画の策定・評価・見直しなどを行ってまいります。また、この計画の策定にあたり、帯広市地域自立支援協議会の意見を聴いて策定してまいります。

次に、資料3のアンケート調査結果報告についてですが、計画の策定にあたり基礎的な資料とすることを目的に調査を実施しております。調査期間は8月5日から31日まで、市内に居住する障害のある人1,000人を対象にアンケート調査を行ない、回答率は50%でした。

概要版につきましては、アンケートの調査結果の主だった項目について掲載しています。

調査結果としまして、1点目は障害者の年齢、2点目は生活に必要な介助の状況について。それぞれ、障害種別ごと、身体・知的・精神と分けて表示してあります。3点目は将来どのように生活したいか。これは、第一期から第三期まで同じ設問により実施してきましたが、三障害とも多くの方が家族との生活を望んでいるという点では、特に大きな変化はみられません。ひとつだけ、第二期計画のアンケート結果では、グループホームでの生活を希望される方が12%から22%に増えておりましたが、今回は13%と元に戻っております。4点目は福祉サービスの利用について。福祉サービスの量と質の満足度を尋ねた設問ですが、量・質ともに多くの方が満足している結果となりました。5点目は保健福祉関係の情報の入手先について「保健福祉関係の情報をどこから手に入れているか?」という設問に対し、それぞれ、身近な場所から情報を得ている結果が表れています。6点目、地域で生活する上で必要な相談支援体制に関しての設問ですが、最も多いのが、身体では「1ヵ所で用件を済ませることができる窓口」で、知的・精神では「障害特性を理解した専門の相談員に相談できること」といった結果でした。2番目に多いのが、三障害ともに「継続的に相談に応じてくれる人がいること」であり、専門性と一貫支援体制に対するニーズの高さがうかがえる結果でありました。7点目に、働きたいが働けない理由についての設問。

8点目は、今後の望む活動について「あなたは今後どのような活動がしたいと思いますか?」という設問です。

最後に、まとめとしまして、第一期計画策定時に実施したアンケート調査から三期まで、障害のある人の動向を把握しやすくするため、同一障害者団体、及び事業所を対象に、同一質問を設け実施してきていますが、今回の調査結果からは、特に大きな変化はみられず、障害者自立支援法が施行された平成18年度から、障害福祉サービスの周知や事業所の体系移行が進み、障害のある人の動向にも落ち着きがでてきた様子がみられたこと。しかし、一方では、「将来を考えたときどんな風に生活していきたいですか?」の設問の答えとして「先のことは想像できない」が突出して多い傾向が続いていることや、「今後どのような活動がしたいか?」の質問の答えに無回答が一番多いことなどから、今後、障害の

ある人が希望をもって生活できる社会へと繋がる施策が重要となってくる。また、自由記載で多くあった内容からも、将来への不安を抱える記述が多いことから、ニーズが高かった専門的知識を持った相談員が継続的に支援できる相談支援体制を充実させていかなければならない。地域で安心して過ごすことができる仕組みづくりが重要となっていることが、今回のアンケート調査結果から読み取ることができると考えています。

障害者自立支援協議会からも、意見等を頂いておりますので、内容について内田福祉司のほうからご説明します。

事務局・・・ 自立支援協議会は、障害者自立支援法のなかで、地域の障害福祉にかかわる関係者が集まり、地域の課題を共有したり、個別の相談支援の事例検討等を通じて明らかになった課題を踏まえ、今後の地域障害福祉の方向性を考えていく機関として位置づけられています。帯広市でも毎月1回自立支援協議会が開催されています。

先ほどの説明でありましたとおり、障害者自立支援法のなかで、障害福祉計画の策定にあたり、自立支援協議会の意見を聞くように努めることとされています。

帯広市におきましても、先日10月20日(木)に、帯広市地域自立支援協議会 障害福祉計画に関する部会が開催されました。当日6名の委員の方が出席され、本日発表がありました、(1)アンケート調査実施及び結果報告、(2)計画の骨子(案)への意見聴取、(3)今後の策定スケジュールについて報告後いたしました。そのなかで、でてきた意見をご紹介します。よろしくお願いいたします。

障害者の方の就労にかかわる部分での意見が、何点か出てまいりました。

- ・福祉施設から一般就労への目標値の達成は可能と思われる。就職は一旦するのですが、就職した後、定着しないですぐお辞めになる人が実際多いので、就職よりも就職した後の定着支援に力をいれるべきだと思う。

- ・就労A型事業所、これは雇用契約を結んで就労の支援をするサービス内容。就労A型事業所の中で、1日1時間・2時間の短期間利用をしている実態の事業所もみられる。支援内容に問題があるのではないか？という意見もあった。指導や規定を厳しくする必要があるのではないかと言う意見もあった。

- ・就労移行支援事業これは、障害のある方を一般就労に結びつけるもの。一般就労につくのを見極めるという事業。全国で事業所の実態は様々で、全国の就労移行支援事業所で、1人も就労に結びつかなかった所が47%もある。事業としてメニューは有るのですが、実際成果が表れてい

ないので、ただ利用者を増やしても効果が疑われるという意見もありました。

・これは、就労以外の意見ですが、身体障害のある人に、ワンストップ窓口を望んでいる人が多いので、市の窓口体制も年金や税、福祉制度等の手続きができる体制を検討してみてもどうかという意見もあった。

・相談支援事業所に対する周知不足があり、もっと周知に努めたほうが良いという意見があった。

部会長・・・・・・・・ ただいま事務局のほうから説明がございましたけれども、第三期障害福祉計画骨子案につきまして何かご質問ご意見がありましたら。

委員・・・・・・・・ 知的障害の親としての意見です。

新しい体制に移行し、地域移行をして生活をされ、地域の方々がそれを非常に好意的にさせていただいて、生き生き喜んで地域で生活をしている。非常にありがたいこと。

今は、比較的若いがだんだん年をとり、将来が非常に不安。しかも親が歳をとってくる。親も子どもたちの生活がどうなっていくのか？地域の生活が出来ているが、だんだん年をとって、生活が出来なくなって、また元の施設に戻るとか…戻れるのか心配が親の気持ちとしては有る。数値目標にがんじがらめで、これが無いとなかなか計画がたたないのしょうがない。しかし数値目標にこだわりますと、施設に帰りたいたいという希望がかなえられない事にもなるのではないかと心配している。福祉行政としては、その辺をどう考えているのか？

事務局・・・・・・・・ 障害に限らず、高齢者保健福祉計画それと介護。いわゆる、老々介護の問題が非常に深刻で、市町村にとっても大きな問題だと思います。今、地域包括ケアシステムという、新しい（新しくも無いですが）10年先の超高齢社会中での、地域でのシステム作りが検討され、高齢者と同様に障害福祉政策を考えるうえでも共通して考えていくべきと考えている。施設入所というのは、新サービスの中で入所というのを、入所支援、生活介助、夜と昼のサービスの組み合わせなど、個別のサービス支援がすすめられているので、そういう事と併せてやっていかねば。

また、医療との関係で、どういう連携が地域の中でできるのかというのが2つ目の大きな課題だと思う。

3点目としては、在宅での地域全体の支えあいの体制作りというのが、どういったちで築きあげていく事が必要か？という事も重要な部分。今回の計画では、サービス量・見込み量を定めるような計画であるので

すが、その数値だけでは浮かんできていないような。
もっと大きな柱になるといった所も計画して施策として組んで頂かないと。

最後は、権利擁護。これについては、ご高齢になってご自身では意思決定がなかなか難しくなっている状況下での成年後見制度も含めてどのような体制をつくっていくか？というようなこと。
これは今回の障害計画とは別に、違ったステージで、今後の障害者の支援部会の中で、色々と先生方のご意見を頂いて、今の福祉計画を検証する時に、改めて相談したいと思っている。

課題としては、このような事を市町村としても重い課題として意識しています。

障害部会長・・・ 他にございますか？

委員・・・・・・ 数値目標のことで、障害者福祉計画骨子案の重点項目に、地域生活への移行促進・就労支援の強化・相談支援体制の充実等があり、施設入所者の3割以上を地域生活に移行することや、給付金生活を18%以上削減することがあがっていますが、これは、前々の計画から持ってきて、これ位が可能だろうと言うことで出されたものなのか？こうなったらいいなということなのか？こういう部分では、役所ばかりでなく皆で地域移行を応援していかなければならないとは思っていますが。
目標とかなりかけ離れた達成率になってもあれなのかな？
これは一体どういう所から出てきている目標なのでしょう。

事務局・・・・・・ 前回の部会の中でも、北海道の計画との関連、いわゆる整合性について、果たしてその市町村の意見がどう反映できるのか？との意見もあり、北海道の障害福祉計画との整合性は保つ必要性はあると思います。
北海道の計画策定の一つの指針と言うか、基本的な目標を定めたもの
の内容であり、帯広市だけ道の持つ計画とかけ離れた数値目標にするのは難しく、道の指針に沿った数値目標をあげています。やはりそうは言いながらも、地域それぞれの事情がございますので、今段階では、道の指針に従ったものをあげていますが、継続協議中ということで最終的には素案の中で道との協議結果を含め、ご提示申し上げますが、大きく変えることは非常に難しいと考えます。

部会長・・・・・・・・ 他にございますか？

部会長・・・・・・・・ 障害のある人の福祉計画という中では、このように計画を立てていく中で、障害をもつ人達を行政の中でどのように雇用していくか？例えば本庁でなくても指定管理事業・指定管理者などが行われている中で、行政としての雇用の具体的取組は無いのでしょうか？

事務局・・・・・・・・ 障害者雇用の法律で定まる雇用率の関係ですが、直接市町村から行政的な指導等を行うことはできず、国がある程度の制度を持ち行っています。国の制度については、事務局から説明願います。

事務局・・・・・・・・ 先ほど、部会長から話がありました。法定雇用率という話だと思うのですが。民間企業では、従業員数に対し 1.8%の割合で障害のある人を雇用の義務づけがされています。同じく国、地方公共団体に対しても法定雇用率が課されまして、国・地方公共団体・帯広市も含め 2.1%、教育委員会、学校現場は、2.0%の法定雇用率となっています。帯広市についても、法定雇用率においては達成されています。また、障害のある方の就労の提供ということでは、先ほど言いました就労継続支援事業 B 型で、例えば去年から市役所の地下の売店で、就労継続 B 型の事業所と委託して障害の方の働く機会を提供しています。

また、市の関係する施設では、緑ヶ丘のグリーンプラザの清掃を就労継続 B 型事業所をお願いしています。あと市役所の中では、11 階の食堂の横にある喫茶、図書館にある喫茶室も同様に就労継続 B 型の事業所に委託してまして、直接の市の職員としては雇用してはいないのですが、そういう機会として、就労の場所の提供には努力しています。今後とも、色々なかたちでやっていきたいと思えます。

そして、現在計画している第 6 中学校跡地についても、新しく就労継続 B 型事業所という就労の機会を提供する場とし、改修工事も含めて検討中です。

部会長・・・・・・・・ 意見がある方。

事務局・・・・・・・・ あとは、障害者を多く抱える企業には奨励金がでるということで、そういう所に仕事を発注すると税制上の特典があるというかたちで国においては様々な施策を取っていますが、市町村単独で行うかは、なかなか難しい状況にあります。

部会長・・・・・・・・ わかりました。
他にございますか？どうぞ。

委員・・・・・・・・ 確認したいのですが、資料の4の先ほどの障害者の数のカウントの話があり、「精神の合算で」という表現だったのですが、精神医療の受給者と手帳所持者を合算していると言うことで、多分重複している方がいるかと思います。

それは、調整をしてという理解で良いでしょうか？

事務局・・・・ 今回の検討骨子案段階では、北海道の方から精神の方の道が定める人数が示されていないので、あくまでも受給者証と手帳交付者の合算数で値を示しています。最終的には、先ほど担当のほうから話したように、それぞれに分けて数値を示します。

また、この推移を示しつつ、道からいわれる数値も明記をしたいと考えています。

委員・・・・・・・・ そうすると、重複している人もいるという理解ですね。

事務局・・・・ はい。

部会長・・・・・・・・ 他にございますか？

委員・・・・・・・・ 先ほどの第三期の目標の設定についてですが、6番目の第三期の目標は、道の指針としてですが。計画の策定については、第二期を評価をして分析をして達成を確認するというかたちで、例えば、この計画の訪問系サービスを見ても、行動援護を見た場合、第三期は1172時間で29人、実績として平成22年度は618名、平成23年は650名、で、ちょっと返りがあるような気がします。これは分析してグラフを見るとかなり色々なかたちで増えています。平成26年度はこういうかたちでこの域を分析するとご検討なのでしょうか？

事務局・・・・ 帯広市としては、各年度9%ずつの増と言うことで、最終年度の26年度の数値をだしております。

委員・・・・・・・・ ということですか。はい。同じような手法ですか。

事務局・・・・ 今、お話があった行動援護ですが、平成23年8月末は21人となっていますが年度末には23人になると見込んでおります。あと3年後2人ずつ増やしていくと、23+6人で29人まで達成できるのではないかと。また、達成できるようにサービス量も予算として確保していきたい。このように24年度はどれ位25年度はどれ位、最終26年度にはどうかと示していきたい。

部会長・・・・・・・・ 他に何かございますか？よろしいでしょうか。他に無ければ本件につきまして以上で終わらせて頂きます。

(4)その他というなかで、事務局の方からありましたらお願いします。

事務局・・・・・・・・ 次回の障害者支援部会につきましては、この計画の素案について、ご意見をお聞かせ頂くこと。予定としましては、12月中に開催したいと考えています。改めて日程調整をしてご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

障害部会長・・・・ はい。12月ということで、また次回よろしく願いたします。